福井県内水面漁場管理委員会指示第６－２号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、コクチバスの取扱いについて次のとおり指示する。

　ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和6年9月24日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福井県内水面漁場管理委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　原田　進男

第１ 指示の内容

公共用水面およびこれと連接一体を成す水面において、コクチバスを採捕した者は、コクチバスをその水域に放してはならない。

第２ 指示の期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで